

指定統計 工業調査票丙



Header table with columns: 都道府県名および番号, 市区郡名および番号, 通し番号, 券番号

Table with columns: 業種(3), 規模, 産, 業(4), 業態, 3, 4, 5, 9, 11

1 この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づくものである。

1 本社または本店名, 2 本社または本店所在地, 3 資本金額または出資金額, 4 経営組織, 5 製造工場との関係

9 有形固定資産の取得額, 除却額および減価償却額 (昭和32年1月1日から12月31日まで)

Table for 9 with columns: 区分, 取得額, 除却額, 減価償却額

6 主要業務, 1 企業全体の製造品販売額, 加工賃収入額の合計額

Table for 6 with columns: 製造品販売額および加工賃収入額, 割合(%)

7 本社または本店の常用労働者数および常用労働者現金給与総額

Table for 7 with columns: 区分, 常用労働者数, 常用労働者現金給与総額

8 製造品, 原材料および燃料の在庫額

Table for 8 with columns: 区分, 製造品, 原材料および燃料, 合計

10 本社または本店が発注した委託生産品 (昭和32年1月1日から12月31日まで)

Table for 10 with columns: 委託生産品名, 数量, 金額

11 製造工場名簿 (昭和32年12月31日現在)

Table for 11 with columns: 番号, 工場名, 工場所在地, 常用労働者数

12 7イおよび11の合計

0 提出しない, 1 提出した

記入にあつては、裏面の記入方法を必ず読んで下さい。○欄は市町村、業種は記入しないで下さい。

通商産業省

## 工業統計調査について

工業統計調査は、わが国の経済発展に資する基本的な資料を作成するため、明治42年にはじめて実施されて以来、その集計結果は、工業統計表（工場統計表）として広く各方面で利用されています。

調査の種類は、甲調査、乙調査および丙調査の3種類です。

- 1 甲調査は、従業者4人以上の事業所（製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く。）を対象とするものです。
- 2 乙調査は、従業者3人以下の事業所（製造、加工または修理を行っていない本社または本店を除く。）を対象とするものです。
- 3 丙調査は、事業所2以上を経営する企業の本社または本店を対象とするものです。

## 記入注意

### 一 般 事 項

- (1) 調査期間が、昭和32年1月1日から12月31日までとなつている事項については、昭和32年12月31日にもつとも近い帳簿締切日（会計年度の決算期日ではありません。）からさかのぼって1年間（たとえば、毎月帳簿締切日が25日の場合は、昭和31年12月26日から昭和32年12月25日まで）の事實について記入してまじつかえありません。
- (2) 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて正確につきと記入して下さい。カーボンペーパーまたはタイプライナーを用いて記入してまじつかえありません。
- (3) 数字は、必ず1、2、3のようなラビヤ数字を用いて下さい。
- (4) 金額は、千円未満を四捨五入して記入して下さい。ただし、3資本金額または出資金額の欄は、万円未満を切り捨てて万円単位で記入して下さい。
- (5) 該当事項のない欄には、必ず斜線を引いて下さい。
- (6) ①製造品販売額および加工買入額、⑩医薬品生産品の出荷額および⑪製造工場名簿の記入にあつては、調査票の欄に書きつくせないときは、補助紙を用いて下さい。この場合、調査票には、「補助紙につづく」以下別紙」などの字句を記入するとともに、補助紙には、必ず本社または本店の名称を附記して下さい。ただし、補助紙を用いた場合でも、計のあるものについては、補助紙でなく、必ず調査票のきまつた欄に記入して下さい。
- (7) 工場等が提出する調査票甲または乙に、この調査票の7項から10項までの事項について、本社または本店に関する事項が記入されている場合には、1本社または本店名、2本社または本店所在地、3資本金額または出資金額、4経営組織、5製造工場との関係、6主要業務、11製造工場名簿および12の合計についてのみ記入して下さい。

### 調 査 事 項 の 説 明

- 1 本社または本店名 2 本社または本店所在地  
たとえば、株式会社日野工業所、岡本製菓株式会社のように企業の名称を記入し、本社または本店所在地には、都道府県名以下所在地で記入して下さい。
- 3 資本金額または出資金額（会社に限らず）、昭和32年12月31日現在で、社経済の「資本の額」または「出資の額」を、万円未満を切り捨てて万円単位で記入して下さい。
- 4 経営組織  
5 組合とは、法人格を持った組合をいいます。したがって、法人格を持たない匿名組合などは、6個人として下さい。
- 6 主要業務  
イ 製造品販売額および加工買入額  
(1) 製造品とは、この企業の所有に属する原材料によって製造された製品および原材料を他に支給して製造させたものをいい、販売品は含まないで下さい。  
(2) 加工とは、他の企業から支給された原材料によって製造し、あるいは、他の所有に属する製品、半製品に加工、処理を加え、これによって加工費を受け取る場合に限ります。  
ロ その他の営業収入額  
その他の営業とは、製造加工以外の業務、たとえば、商業、水産業、運輸業、建設業等をいいます。  
(注意) ⑥製造品販売額および加工買入額とロその他の営業収入額の記入の方法について

- (1) たとえば、ある企業において、工業統計調査申告用商品分類（甲および丙用）の製造品および加工品分類表に掲げられている★印のついた品名による製造品販売額および加工買入額の内訳額が、ペーパー17億5,000万円、洋紙12億5,000万円、板紙10億円、また、製造品販売額および加工買入額以外のその他の営業収入額が10億円となつている場合には、以上の合計額すなわち、50億円を100とするそれぞれ別の割合（%）をイ製造品販売額および加工買入額の各欄およびロその他の営業収入額の欄に別別して記入して下さい。すなわち、イ製造品販売額および加工買入額の割合（%）の各欄には、1ペーパー35%、2洋紙25%、3板紙20%と記入し、ロその他の営業収入額の割合（%）欄には20%と記入して下さい。  
この場合、イの1ペーパー、イの2洋紙、イの3板紙、およびロその他の営業収入額のそれぞれの割合の合計が100%となるのであって、イ製造品販売額および加工買入額の内訳となるペーパー、洋紙および板紙のそれぞれの割合の合計のみが100%とならないうりして下さい。
  - (2) イ製造品販売額および加工買入額の記入にあつては、工業統計調査申告用商品分類（甲および丙用）の製造品および加工品分類表の★印のついた品名に該当するものがあるかどうかを確かめて下さい。該当するものが見当たらないときは品目（6桁番号の品名）あるいは例示を見て下さい。それでもなお該当するものが見当たらないか、また、該当するかどうか疑わしい場合には、取引上用いている商品名によって記入して下さい。なお、このような場合には、その製造品および加工品の性質、用途等に関する説明を備考欄に記入して下さい。
- 7 本社または本店の常用労働者数および常用労働者現金給与総額  
イ 常用労働者数  
常用労働者であっても、長期欠勤者等で、この月においていかなる給与も算定されなかつた者は、常用労働者に含まないで下さい。  
職員とは、常用労働者のうち、技術的、管理的、専門的または書記的職務に従事する者をいいます。  
労働者とは、常用労働者のうち職員以外の者をいいます。たとえば、製造、加工、組立、修理の作業に従事する者およびこれらの補助的作業とみなされる検査、包装、運搬などの作業に従事する者をいいます。また、守衛、門衛、小使、給仕、掃除夫、防犯なども労働者に含めて下さい。  
会社または団体の役員であっても、普通級の労働者に従事する職務を兼ねて、労働者と同じように給与を受けている者は、その従事する職務に従つて、職員または労働者に含めて下さい。  
職員と労働者の職務を兼持っている者は、その勤務した時間の長短に従つて職員または労働者のいずれかに含めて下さい。
  - ロ 常用労働者現金給与総額  
常用労働者現金給与総額には、所得税、保険料、組合費、購入代金などを控除引かない、かつる送金の金額を記入して下さい。  
常用労働者に対して、きまつて支給する給与とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則によって、あらかじめ定められている給与条件、算定方法によって算定された基本給（月給、日給、時間給等）および諸手当（家族手当、年功給、勤続給、地域給、能率給、補助手当、職務手当、特殊作業手当、超過勤務手当、物価手当、運動手当、有給休暇手当、休業手当等）をいいます。これらについては、実際に支払われた金額および支払うべき金額（昭和32年1年間分）として算定された金額を記入して下さい。  
特別に支払われた給与とは、一時的、突発的理由に基づいて、きまつて支給する給与のほかには支払われる突発賞金、越年賞金、期末賞金、結婚手当等をいいます。これらについては、昭和32年1年間に実際に支払われた金額を記入して下さい。  
その他の給与とは、常用労働者に対する以上の給与以外のすべての現金給与（退職金、解雇予告手当等）をいいます。これらについては、昭和32年1年間に実際に支払われた金額によって記入して下さい。
- 8 製造品、原材料および燃料の在庫額  
(1) 本社または本店貯蔵に属する製造品（簡産物を含む）、原材料および燃料の在庫額のうち、昭和32年工業調査票甲に含まれているものについては記入しないで下さい。金額は、帳簿価額によって記入して下さい。  
帳簿価額により難いときは、年初および年終の見積り価額によって下さい。  
(2) 下請加工のために、他から支給された原材料または下請加工した製造品を

本社・本店の倉庫などに保管している場合には、在庫に含めないで下さい。

- 9 有形固定資産の取得額、除却額および減価償却額  
本社または本店貯蔵に属する有形固定資産のうち、昭和32年工業調査票甲に含まれているものについては記入しないで下さい。  
(1) 取得額  
(イ) 購入または同一企業に属する他の事業所からの受入れ、あるいは建設仮勘定からの振替は、その資産の取得の際の帳簿価額あるいは振替の際の群価額を、その資産が新規のものか中古のものかによって区分して記入して下さい。ただし、外国から直接に輸入したものと（貿易業者等を通じて輸入したものとを含む）は、中古のものでも新規のものともなして下さい。  
(ロ) 建設、自家製作または建設仮勘定からの振替は、その資産の取得の際の群価額を当該欄に記入して下さい。  
(ハ) 増設、改造、増設等によって既存の資産が増加した場合は、その増加額を当該欄に記入して下さい。  
(ニ) 資産再評価による固定資産の帳簿価額の増加は記入しないで下さい。  
(ホ) 帳簿価額より難いときは、購入価額によって下さい。
  - (2) 除却額  
(イ) 撤去、売却、同一企業に属する他の事業所への引渡または滅失によって、その資産が帳簿から除却された場合は、その除却の際の帳簿価額または取得額から減価償却費の累計額を差し引いた除却価額を、また、災害等による部分的損失に伴いその資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入して下さい。  
(ロ) 帳簿価額より難いときは、見積り価額によって下さい。  
(3) 減価償却額  
昭和32年1年間に、本社または本店の所有に属する有形固定資産の減価償却費として計上された金額、すなわち、直接法による場合には、有形固定資産勘定より控除した金額を、また、間接法による場合には、減価償却費引当金に加えられた金額を記入して下さい。
- 1 ① 建物および構築物  
(1) 建物には、新設工場、事務所のほか、社宅その他の経営附属物（構外のものも含む。）ならびにエレベーター、暖房、照明、通風等の附属設備を含めて下さい。  
(2) 構築物には、ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、煙突、その他土地に定着する土木設備または工作物ならびに舗道、駐車場等の整地（減価償却の対象となるものに限る。）を含めて下さい。構外のものも含めて下さい。
  - ロ 機械および装置  
(1) 原動機類、製造加工用の機械および装置などのほか、コンベヤー、ホイスト、起重機（製造物に附属するものを除く。）等の搬送設備、その他の附属設備を含めて下さい。  
(2) 熔鉱炉、煉瓦窯、分溜塔等、物に物理的または化学的变化を加える固定設備を含めて下さい。
- ハ 船舶、車両、運搬具および耐用年数1年以上の工具、器具、備品等  
(1) 船舶および水上運搬具ならびに軌道車両、自動車、その他陸上運搬具（牽引用馬および牛を含む。）を含めて下さい。  
(2) 事務用器具、什器、備品等は、耐用年数1年以上で1万円以上のものを記入して下さい。
- 二 土地  
土地には、工場および事務所の敷地のほか、社宅敷地、運動場、農園等の経営附属用の土地（構外のものも含む。）を含めて下さい。
- 10 本社または本店が発注した委託生産品  
(1) 委託生産とは、原材料を他の企業の工場などに支給して販売用の製品や部分品の製造を委託し、あるいは、この企業の製造工場の中間製品などに対する加工、処理などの仕事を他の企業の工場などに委託する場合をいいます。原材料を支給しないで、他に製造させる、いわゆる注文生産の場合は含まないで下さい。  
(2) 本社または本店が発注した委託生産品でも昭和32年工業調査票甲に含まれているものについては、ここに記入しないで下さい。
- 11 製造工場名簿  
(1) この企業の経営する製造工場ごとに該当欄に記入して下さい。  
(2) 常用労働者数の記入にあつては、7の常用労働者の範囲に従つて下さい。